

成績の評価に関する取扱要項

(平成16年4月1日学長決裁)

[令和7年3月10日最終改正]

学則(平成16年島大学則第2号)第30条第2項及び大学院学則(平成16年島大学則第3号)第23条第2項の規定に基づき、成績の評価に関しては、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 学部及び大学院の成績の評価は、試験等の成績に平常成績及び修学状況等を考慮し、次に掲げる基準に基づき、評価は秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

評価	評点(100点満点)	到達目標の達成度	Grade Point
秀	100～90点	高い水準で達成している	4
優	89～80点	十分に達成している	3
良	79～70点	概ね達成している	2
可	69～60点	最低限達成している	1
不可	59点以下	達成していない	0

なお、本学では学生の学修状況を全体的かつ客観的に捉え、学生の主体的学修を促進するとともに、教員の学修指導の目安となるよう GPA (Grade Point Average) 制度を利用するものとする。GPA は、履修登録した科目毎の5段階評価を、秀=4・優=3・良=2・可=1・不可=0の4から0までの点数(Grade Point)に置き換えて単位数を掛け、その総和を評価を受けた単位数の合計で割った平均点とする。ただし、資格取得科目等(教職科目等)の卒業要件に含めない科目、3年次編入学生の既修得単位一括認定等の認定科目及び合否判定のみの科目は、GPAに含めないものとする。

- 2 教職実践演習及び医学部が別に定める授業科目の評価は、合格又は不合格とする。
- 3 成績の評価は第1項に定めるもののほか、次のとおり取り扱う。

認定①「3年次編入学生の入学前の既修得単位の認定に関する取扱要項」第2項により修得したものとして取り扱う科目

②「医学科2年次及び3年次編入学生の入学前の既修得単位等の認定に関する申合せ」により修得したものとして取り扱う科目

③学則第33条第1項若しくは第34条第1項又は大学院学則第20条の2第1項若しくは第24条第1項により修得したものとして取り扱う科目のうち、各学部又は各研究科が別に定める科目

未修①授業において、成績評価の対象となる受験、課題提出及び発表等を行わな

かった科目

②出席時間数が授業時間数の3分の2に満たない科目

③①及び②の規定にかかわらず関係法令及び規則等又はシラバスにより要件が定められている場合には、当該要件を満たさない科目

無効 試験における不正行為により懲戒処分となった者が履修した科目

4 第1項に定める成績評価の学務情報システムへの入力は、試験等の成績に平常成績及び修学状況等を考慮し算出した点とし、第2項及び第3項に定める成績評価等の入力方法は、次のとおりとする。

未修・・・E

不合格・・・F

合格・・・G

認定・・・N

無効・・・Z

5 成績評価に関する学生への提示及び問い合わせについては、次のとおりとする。

一 成績評価に関する学生への提示は、答案・レポートなどの返却や採点基準・模範解答などによって行うものとし、授業担当者は、評価の方法及び基準を授業計画書（シラバス）に明記する。

二 学生は、成績評価に関して授業担当者に問い合わせをすることができる。授業担当者は、学生から問い合わせがあった場合、出題意図、採点基準、採点結果及び評価結果を説明する。なお、学生が問い合わせをできる期間は、成績通知日から原則として10日以内（卒業又は修了予定学期の学生にあっては、成績一覧表の取得可能日から原則として3日以内）とする。

6 成績評価に関して不服がある場合の不服申し立ての取り扱いについては、次のとおりとする。

一 全学基礎教育科目については大学教育センター長に、教育学部附属教師教育研究センターが開講する科目については教育学部附属教師教育研究センター長に、別紙様式第1号により不服の申し立てをすることができる。

二 前号の不服の申し立てがあった場合は、大学教育センター長又は教育学部附属教師教育研究センター長は、事実関係を調査し、別紙様式第2号により申立日から原則として10日以内（卒業又は修了予定者は原則として1週間以内とする。）に申立者に回答するものとする。なお、回答にあたって、授業担当者が回答内容を受け入れなかった場合は、全学基礎教育科目については教学マネジメント委員会、教育学部附属教師教育研究センターが開講する科目については教職課程小委員会に諮るものとする。

三 学部及び大学院の専門教育科目の取り扱いについては、各学部又は各研究科が別に定める。

7 各授業科目の成績評価の妥当性の点検・評価は、島根大学教学マネジメント方針及び

島根大学アセスメントプランに基づき、各学部・研究科及び大学教育センターが定期的に実施する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成17年10月31日一部改正）

この要項は、平成17年10月31日から実施する。ただし、この要項による改正後の島根大学成績の評価に関する取扱要項第4項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月26日一部改正）

- 1 この要項は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の島根大学における成績の評価に関する取扱要項第2項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月3日一部改正）

- 1 この要項は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の島根大学における成績の評価に関する取扱要項第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月16日一部改正）

- 1 この要項は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む）及び平成24年度に生物資源科学部以外の学部に入学者（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者を含む）については、この要項による改正後の島根大学における成績の評価に関する取扱要項第8項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月17日一部改正）

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成28年12月28日一部改正）

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月21日一部改正）

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月26日一部改正）

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和元年5月31日一部改正）

この要項は、令和元年5月31日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則（令和3年3月8日一部改正）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年6月13日一部改正）

この要項は、令和4年6月13日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月14日一部改正）

この要項は、令和5年3月14日から実施し、令和4年7月19日から適用する。

附 則（令和6年1月9日一部改正）

- 1 この要項は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学した者を含む。）については、改正後のこの要項第6項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和7年3月10日一部改正）

- 1 この要項は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 令和7年度以前の3年次編入学者については、改正後のこの要項第3項の認定①の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別紙様式第 1 号

年 月 日

成績評価に係る不服申立書

大学教育センター長 又は
教育学部附属教師教育研究センター長 殿

申立者

所属学部等

学部

学科・課程

学 年

年

氏 名

連絡先電話

—

—

成績の評価に関する取扱要項第 6 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

1 授業担当者氏名

2 授業科目区分等

科目区分：

科目名：

3 不服申立内容

別紙様式第2号

年 月 日

成績評価に係る不服申立に対する回答書

申立者

学部 学科・課程

年

殿

大学教育センター長

☐ ☐ ☐ ☐ 又は

教育学部附属教師教育研究センター長

☐ ☐ ☐ ☐

成績の評価に関する取扱要項第6項第2号の規定に基づき、下記のとおり事実関係の調査結果を回答します。

記

1 授業担当者氏名

2 授業科目区分等

科目区分：

科目名：

3 不服申立内容

4 調査結果
